

○静岡県警察原子力災害警備計画の制定について

(平成 27 年 6 月 30 日例規第 36 号)

この度、別添のとおり「静岡県警察原子力災害警備計画」を定めたので、その効果的な運用に努められたい。

なお、静岡県警察原子力災害警備計画の制定について（平成 14 年例規災ほか第 1 号）は、廃止する。

別添

静岡県警察原子力災害警備計画

第 1 章 総則

第 1 目的

この計画は、原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害発生時」という。）における警察活動（以下「原子力災害警備活動」という。）の基本的な事項を定め、災害警備業務の万全を期することを目的とする。

第 2 準拠規定

原子力災害警備活動は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）、原子力災害対策指針（平成 27 年原子力規制委員会）、国家公安委員会・警察庁防災業務計画（昭和 38 年 6 月 27 日付け国家公安委員会・警察庁）、静岡県警察の警備実施に関する訓令（平成 8 年県本部訓令第 8 号。以下「訓令」という。）、緊急事態における静岡県警察の対策本部等の設置に関する要綱の制定について（平成 19 年例規災第 7 号。以下「要綱」という。）、静岡県警察震災等警備基本計画の制定について（平成 19 年例規災第 71 号。以下「震災等警備計画」という。）等関係規程によるほか、この計画の定めるところによる。

第 3 用語の定義

この計画に使用する用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 原子力災害

原災法第 2 条 1 項に規定する原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

2 原子力災害対策重点区域

原子力災害発生時（原子力事業所に関するものに限る。）における異常事態の発生を仮定し、その影響が及ぶ可能性があるものとして、防護措置を段階的に実施するための目安となる範囲が指定され、重点的に原子力災害に特有な対策を講じられる区域をいう。

(1) 予防的防護措置を準備する区域（PAZ）

原災法第 15 条第 2 項に規定する原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）の発出に基づき、直ちに避難を実施するなど放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域をいう。

(2) 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）

原子力施設の緊急事態区分に応じた緊急時活動レベル（EAL）、緊急時モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル（OIL）等に基づき屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用、避難等緊急時における防護措置を準備する区域をいう。

3 特定事象

原災法第 10 条第 1 項前段の規定により原子力防災管理者が国、県、関係市町等に通報を行うべき原子力施設等の異常事象をいう。

4 原子力緊急事態

原子力事業者の原子炉の運転又は核燃料物質等の運搬により、放射性物質又は放射線が異常な水準で、当該原子力事業者の原子力事業所外又は当該運搬に使用する容器外へ放出された事態をいう。

5 緊急事態応急対策

原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施する屋内退避、避難等の対策をいう。

6 オフサイトセンター

原子力災害発生時に国、県、関係市町、警察、自衛隊、原子力事業者等の関係者が一同に会して情報を共有し、緊急事態応急対策を講じていくための拠点施設をいう。

7 原子力災害合同対策協議会

原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、関係市町、指定公共機関、原子力事業者等の責任を有する者で構成し、オフサイトセンターに設置される協議会をいう。

8 核燃料物質等

原子力基本法（昭和 30 年法律第 186 号）第 3 条第 2 項に規定する核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物をいう。

9 災害警備本部等

要綱第 2 の規定により設置する静岡県警察原子力災害警備本部（以下「警備本部」という。）及び要綱第 7 の 1 の規定に基づき設置する静岡県警察原子力災害警備準備室（以下「警備準備室」という。）をいう。

10 現地警備本部

要綱第 8 の 1 の規定により設置する静岡県警察原子力災害現地警備本部をいう。

11 署災害警備本部等

要綱第9の規定により設置する署原子力災害警備本部（以下「署警備本部」という。）及び署原子力災害警備準備室（以下「署警備準備室」という。）をいう。

12 関係署

原子力災害対策重点区域を管轄する署をいう。

第4 基本方針

県本部及び署は、平素から国、県、市町及び防災関係機関と緊密な連携の下に原子力災害警備諸対策を推進し、原子力災害発生時には、直ちに警備体制を確立して県民の生命及び身体を保護を最優先とした原子力災害警備活動に努めるものとする。

第5 原子力災害警備活動の内容

原子力災害警備活動は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 1 情報の収集及び伝達
- 2 住民等に対する避難誘導活動
- 3 警戒区域（原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の警戒区域をいう。以下同じ。）等への立入制限措置
- 4 緊急輸送車両の先導対策活動
- 5 交通対策活動
- 6 広報活動
- 7 緊急事態応急対策実施区域（緊急事態応急対策を実施すべき区域をいう。以下同じ。）及びその周辺における警戒警備活動
- 8 その他必要な警察活動

第6 職員の心構え

職員は、原子力災害警備活動の特殊性に鑑み、平素から放射線に関する知識及び原子力災害警備活動用装備資機材の取扱技術の向上に努め、原子力災害警備活動に当たっては、冷静沈着かつ迅速的確に対処し、全力を挙げて職務を遂行しなければならない。

第2章 警備体制

第7 招集

本部長及び署長は、災害警備本部等及び署災害警備本部等を設置する場合において、要綱第11の規定により指定されている者（以下「要員」という。）の全部又は一部を招集するものとする。

第8 警備体制の確立

1 編成

原子力災害発生時に備え、県本部災害対策課長（以下「災害対策課長」という。）にあつては災害警備本部等及び現地警備本部を、署長にあつては署災害警備本部等の編成を行うものとする。

2 警備体制の種類

本部長は、原子力災害発生時には、大量の放射性物質が短時間のうちに広い範囲にわたり放出する可能性又は放出された放射性物質の影響が長期間持続する可能性を考慮し、次に掲げる警備体制を指定して発令するものとする。

(1) 準備体制

ア 浜岡原子力発電所（以下「浜岡原発」という。）において警戒事態（公衆への放射線による影響又はそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象が発生し、又は発生するおそれがあるため、防護措置の準備を開始する必要がある事態をいう。）が発生した場合

イ 県内において原子力災害に発展するおそれのある核燃料物質等の輸送事故が発生した場合

(2) 警戒体制

特定事象が発生した場合で、これが原子力緊急事態に該当しないとき。

(3) 非常体制

原子力緊急事態宣言が発出された場合

3 設置基準

警備体制に応じた災害警備本部等、現地警備本部及び署災害警備本部等の設置基準は、次の表に掲げるとおりとする。

	警備体制	警備措置
県本部	準備体制	要綱別表第6に規定する災害対策課長を長とする警備準備室を設置する。
	警戒体制	要綱別表第5に規定する警備部長を長とする警備本部を設置し、警備本部からオフサイトセンターに要員を派遣する。
	非常体制	要綱別表第4に規定する本部長を長とする警備本部を設置する。また、必要により、事故発生場所を管轄する署に要綱別表第7に規定する警備部長を長とする現地警備本部を設置し、当該署の長は、副本部長の任を兼任する。
署	準備体制	(浜岡原発の事故の場合) 関係署に署長を長とする署警備準備室を設置する。 (核燃料物質等の輸送事故の場合) 事故発生場所を管轄する署に署長を長とする署警備準備室を設置する。
	警戒体制	(浜岡原発の事故の場合) 関係署にあつては署長を長とする署警備本部を設置し、関係署を除く署にあつては署長を長とする署警備準備室を設置する。 (核燃料物質等の輸送事故の場合) 事故発生場所を管轄する署に署長を長とする署警備本部を設置する。

非常 体制	<p>(浜岡原発の事故の場合) 全署に署長を長とする署警備本部を設置する。</p> <p>(核燃料物質等の輸送事故の場合) 事故発生場所又は緊急事態応急対策実施区域を管轄する署に署長を長とする署警備本部を設置する。</p>
----------	---

4 指揮体制の強化

本部長は、署警備本部の指揮体制を強化するため、必要により災害警備本部等の要員を派遣するものとする。

5 警備部隊の編成

(1) 県本部

ア 県本部の警備部隊は、訓令に定めるところにより編成する。

イ 災害対策課長は、原子力災害の特性に応じ、一般部隊の中にモニタリング要員を指定するものとする。

(2) 署

関係署の長は、県本部に準じた警備部隊を編成するものとする。

6 警備部隊の運用

災害警備本部等の長（以下「災害警備本部長等」という。）及び署長は、災害規模等を考慮して警備部隊に指定されている者の全部又は一部を招集し、重点的かつ効率的に警備部隊を運用する。また、被害の規模、被害拡大の見通し等を勘案し、警備部隊を拡大し、又は縮小することができる。

7 広域的な援助要求

本部長は、警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求を行う必要があると認める場合には、公安委員会の決裁を受け、援助の要求に係る手続を速やかに行う。ただし、緊急を要する場合で、公安委員会の決裁を受けるいとまがないと認められる場合は、直ちに援助の要求に関する手続を行い、その概要を公安委員会に速報するものとする。

8 受援体制の確立

本部長は、原子力災害警備活動において警察災害派遣隊を迅速かつ円滑に受け入れるため、所要の連絡誘導隊及び受援隊を編成するなど、受援体制を確立するものとする。

9 長期活動体制の確保

本部長は、原子力災害警備活動の長期継続が予想されるときは、事態の推移を見極めた部隊の編成及び運用を行うものとする。

第9 災害警備本部等の継続

本部長は、原災法第15条第4項に規定する原子力緊急事態解除宣言が発出された以降において、国、県等に引き続き原子力災害対策本部が設置されている場合その他

必要と認めた場合には、警察が行うべき原災法第2条第7号に規定する原子力災害事後対策及び関連する対策の規模及び態様に応じた所要の警備体制を維持するものとする。

第3章 原子力災害発生時における措置

第10 初動措置

1 県本部

災害対策課長は、原子力災害発生時において、次に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、当直時間帯にあっては、通信指令官が災害対策課長に速報した上、これを行うものとする。

- (1) 本部長への速報
- (2) 本部長が発令した警備体制、原子力災害情報等の関係所属長への通知
- (3) 災害警備本部等の設置及び要員の招集
- (4) 警察庁及び関東管区警察局への速報
- (5) その他必要な初動措置

2 署

事故発生場所を管轄する署の警備課長は、原子力災害発生時において、次に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、当直時間帯にあっては、当直主任が署の警備課長に速報した上、これを行うものとする。

- (1) 署長への速報
- (2) 署災害警備本部等の設置及び要員の招集
- (3) 原子力災害情報等の収集及び県本部通信指令室又は災害警備本部等への速報
- (4) 静岡県警察災害警備情報システムの適切な運用
- (5) その他必要な初動措置

第11 関係機関との連携強化

- 1 災害警備本部長等及び署警備本部長等（署警備本部等の長をいう。以下同じ。）は、原子力災害警備活動における連携を強化するため、国、県、関係市町及び防災関係機関に必要な要員を派遣するものとする。
- 2 本部長は、緊急事態応急対策における国、県、関係市町及び防災関係機関との連携を強化するため、原子力災害合同対策協議会に、原則として警備部長を参画させるものとする。

第12 情報の収集

災害警備本部長等及び署警備本部長等は、原子力災害警備活動に必要な次に掲げる事項に関する情報を収集する。

1 事故の状況

- (1) 事故の発生時間及び発生場所
- (2) 事故の原因

- (3) 事故の程度並びに放射性物質又は放射線の放出状況及び放出の可能性の有無
- (4) 警戒事態及び特定事象の発生に係る通報の受理時間

2 事故による影響

- (1) 風向き、風速等の気象状況
- (2) 放射性物質の放出量の予測
- (3) 事故の影響及び当該影響の及ぶ推定範囲

3 被災者（被ばく者）及び行方不明者の有無

4 屋内退避及び避難の状況

5 応急措置の状況

- (1) 原子力防災管理者の措置状況
- (2) 警察の措置状況
- (3) 防災関係機関の措置状況

6 その他必要と認める事項

第13 緊急輸送車両等の先導対策

署長その他関係する所属長は、国から派遣される専門家、緊急時モニタリング要員、各種資機材及び避難住民を緊急に輸送する車両の先導要請等があった場合は、パトカー、白バイ等の緊急自動車による先導を行うものとする。

第14 住民等への情報伝達

災害警備本部長等及び署警備本部長等は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、被災者の安否、医療機関、交通規制、避難方法等に関する情報を正確かつきめ細かに伝達するものとする。

第15 住民等に対する避難誘導活動等

本部長は、県及び関係市町から避難、屋内退避等の措置について協力要請があったときは、県、関係市町及び防災関係機関と協力し、次の活動を行うものとする。

- 1 県及び関係市町が指定した避難経路における交通対策
- 2 周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け等の広報
- 3 県及び関係市町が指定する避難住民の集合場所並びに避難退域時検査場所周辺における混乱防止措置

第16 交通対策活動

1 交通状況の把握

本部長は、現場の警察官又は関係機関からの情報、交通監視カメラ、車両感知器等の活用により、通行可能な道路及び交通状況を迅速に把握するものとする。

2 交通規制の実施

- (1) 本部長は、避難住民及び緊急物資の輸送経路（以下「緊急交通路」という。）を確保するため、速やかに区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を禁止

し、又は制限するなどの交通規制を実施する。この場合において、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）など緊急性の高い区域から迅速かつ円滑に輸送を行っていくための広域的な交通規制を行うものとする。

(2) 本部長は、効果的な交通規制を実施するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 必要と認める場合には警備業者等との間で締結した応援協定に基づき、交通誘導の実施を要請する。

イ 交通規制を実施後、直ちに道路管理者と協力し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知する。

ウ 交通情報版、信号機等の交通管制施設を活用する。

エ 原子力災害合同対策協議会において、道路管理者と相互に密接な連携を図る。

(3) 本部長は、緊急交通路の確保及び緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 放置車両の撤去

イ 運転者等に対する車両移動等の措置命令

ウ 道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じた障害物の除去

3 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認事務については、緊急車両等の事前届出・確認手続等に関する要綱の制定について（平成 21 年例規第 18 号）第 4 に定めるところにより、緊急事態応急対策の実施状況に応じて行うものとする。

第 17 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持

1 本部長は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺において、速やかにパトロール、生活の安全に関する情報の提供等を行い、治安の確保に努めるものとする。

2 県及び関係市町の長が設定した警戒区域及び避難を勧告・指示した区域において、関係機関とともに、当該警戒区域の設定及び避難の勧告・指示が速やかに行われるために必要な措置を講ずるものとする。また、避難住民等の警戒区域への一時立入りが行われるときは、関係機関と連携して安全に実施するための必要な支援を行うものとする。

第 18 核燃料物質等の輸送事故に対する初動措置

核燃料物質等の輸送事故により、特定事象が発生するおそれがあるとき、特定事象が発生した場合でこれが原子力緊急事態に該当しないとき、又は原子力緊急事態宣言が発出されるときには、当該輸送事故の状況に応じて職員の安全確保を図るとともに、原子力事業者及び防災関係機関と協力して必要な初動措置を講ずるものとする。

第 19 東海地震注意情報発表時等の措置

東海地震注意情報、津波警報等が発表された場合又は震災等の自然災害が発生した場合においては、震災等警備計画その他警備計画に基づく体制により、原子力災害への対策が効果的に推進されるよう所要の措置を講ずるものとする。

第20 職員の被ばく防止及び管理

原子力災害警備活動の実施に当たり、職員の被ばくを防止するため、国が定める緊急時の防災業務関係者の放射線防護に係る指標に基づき、次の措置を講ずるものとする。

- 1 災害警備本部長等及び現地警備本部の長は、要員に対し、放射性粉じん用防護服、放射性粉じん用防護マスクその他原子力災害警備活動用装備資機材の有効活用等について必要な指示を行う。
- 2 災害警備本部長等は、職員の安全確保のため、原子力災害合同対策協議会等の場を活用して、関係機関と相互に密接な情報交換を行う。
- 3 災害警備本部長等は、放射性物質による汚染区域での活動を行う場合は、必要によりモニタリング要員を同行させる。
- 4 災害警備本部長等は、職員の活動時間、被ばく線量等について確実に把握し、組織的な管理を行う。

第4章 平素の措置

第21 基礎資料の整備

災害対策課長及び関係署の長は、原子力災害警備活動に資するため、次に掲げる基礎資料を整備するものとする。ただし、1については災害対策課長及び菊川署長のみ整備するものとする。

- 1 浜岡原発の概要及び平面図
- 2 浜岡原発の周辺図
- 3 防災関係機関及び浜岡原発との通報・連絡要領
- 4 県及び関係市町が策定する原子力災害対策重点区域における広域避難計画
- 5 県及び関係市町の長が行う警戒区域等の設定に伴う立入制限箇所
- 6 原子力災害警備活動用装備資機材の一覧表及び運用計画
- 7 無線通信感度図
- 8 その他原子力災害警備活動に必要と認める資料

第22 署の原子力災害警備計画の策定及び報告

関係署の長は、本計画に基づき、署の原子力災害警備計画を策定し、災害対策課長を経由して本部長に報告するものとする。

なお、策定した署の原子力災害警備計画を管内の実情に即したものとするよう適宜見直しを行い、当該計画を変更した場合にあっても同様に報告するものとする。

第23 関係機関との相互連携

災害対策課長及び関係署の長は、迅速かつ的確な原子力災害警備活動を行うため、平素から国、県、関係市町、防災関係機関及び原子力発電所と相互に連携し、原子力災害に備えた諸対策に当たるものとする。

第24 原子力災害警備活動用装備資機材の整備及び充実

災害対策課長は、原子力災害警備活動に従事する職員の安全を確保するため、次の原子力災害警備活動用装備資機材の整備及び充実に努めるものとする。

- 1 放射性粉じん用防護服、放射性粉じん用防護マスク等の防護用資機材
- 2 サーベイメータ、個人線量計等の放射線測定機材

第25 教養及び訓練の実施

1 災害対策課長は、全職員に対して次に掲げる教養を計画的に実施するものとする。

- (1) 原子力災害警備関係法令
- (2) 原子力災害及び放射性物質又は放射線の防護に関する知識
- (3) 県及び関係市町の地域防災計画のうち原子力災害対策に関係する箇所
- (4) 原子力災害発生時の措置

2 関係所属長は、相互に連携し、警察独自で次に掲げる事項に関する教養及び訓練を随時実施するものとする。

- (1) 原子力災害を想定した図上訓練
- (2) 原子力災害警備活動用装備資機材の操作訓練
- (3) 放射性物質又は放射線の防護に関する教養
- (4) その他必要と認められる教養及び訓練

3 災害対策課長及び関係署の長は、国、県、関係市町、防災関係機関及び原子力事業者と相互に連携し、具体的な原子力災害を想定した実践的な防災訓練を定期的実施するものとする。

第26 細目的事項

この計画に定めるもののほか、原子力災害警備活動に関し必要な事項は、別に定める。